

入学貸付・修学貸付の対象となる教育機関が改正されました

これまで入学貸付・修学貸付の対象となる学校は、学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校となっておりますが、平成 27 年 4 月 1 日からは、「中等教育学校（後期課程に限る。）」も貸付けの対象となります。

○ 中等教育学校とは・・・

中学校から高等学校に相当する教育を一貫して施す、小学校に続く修業年限 6 年の単一の学校（佐賀県内にはありませんが、国内には公立・私立の中等教育学校があります）で、前期課程 3 年間は中学校相当、後期課程 3 年間は高等学校相当となります。